（本號八面）　（明治三十七年二月廿五日　郵便報知新聞第二種郵便物認可）　明治二十七年十二月廿七日　第四千百六十三號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

一月一日の畫附錄（第十回）

本社の十二箇月洋畫附錄は順次發刊して既に第九回に至り來る一月には第十回を發する筈にて從來の例、月の十日前後を以て發刊の期となしたれども征清の我軍連戰連勝の眞最中に芽出度く新年を迎ふるは空前の吉事なれば本社は此の芽出度き新年を迎ふるを祝し

來る一月一日

の畫刷に添へて第十回の畫附錄を配布する事となし石版畫に最も巧手なる

信陽堂岡村政子

に托して新春に相應ふ手鞠を畫題とし可憐の少女が鞠を弄する新春融和の狀を一幅の裏に收めしめ十有餘回の印刷を重ね信陽堂の印刷標本中最も精巧婉麗を極めたる者とし一月一日早晨芽出度く讀者に配布す可し

年末年始の廣告

來る三十一日は月曜にして時事新報の休刊定日なれども廣告依頼者諸君の便宜を圖り來る二十九日を以て臨時に休刊して

三十一日は通常の通り發行し

年末年始の新報に掲ぐる廣告の依頼期日を定むるみと左の如し斯の期日に後れたる廣告の申込みは本社其依頼に應ずる能はざるみとあるべし

三十一日の新報に掲ぐる廣告　來る廿九日迄
一日の新報に掲ぐる廣告　來る三十日迄
二日の新報に掲ぐる廣告　來る卅一日迄

時事新報

支那の分割、止むを得ざる可し

我征清の目的は彼の無禮を懲らすに在るのみ彼れ自から其罪を謝し相當の條件を具へて和を請ふに於ては決して之を拒まざるのみか喜んで其請を許す可しと雖も彼は頑冥不靈、自から强剛の敵を知らざるものなれば相當なる條件を具へたる和議の申出は或は覺束なかるべし果して然るときには自から亡國の運命を招くものにして誠に氣の毒の至りなれども其愚は如何ともすべからず思ふ存分に打懲らして最後の苦痛を受けしむるの外なきのみ或は戰爭の局面容易に收まらずして自然長引くにも至らば諸外國が其間に立入るみとゝなり遂て嘗の仲裁論も出でんかと掛念するものもあれども外國とても此場合と爲りては容易に仲裁を試むるみとも出來ざる可し日本の擧動は理の當然にして一點の非難を立つべきものなし事情止むを得ずして戰ふものなれば若しも外國人が兩國の平和を望むとあれば唯一方の支那人に對する嘗の利害を說得し彼をして自から降伏せしむるの外に手段なけれども支那人に利害の說法は畜に云ふ馬の耳に念佛にして無益の勞なる可し然らば力を以て干涉し强ひて喧を收めしむ可きやと云ふに事の理非曲直は姑く擱き斯る大決斷を敢てする者ある可しとも思はれず或は諸外國の聯合一致を以てしたらんには遂に目的を遂するみとあるやも知る可らずと雖も外國の中には東洋の治亂に就て痛痒相關せざるものの少なからず而して其關係の切なるものは互に利害を殊にして平素より反目の意味さへある間柄なれば干涉聯合の相談は先づ以て覺束なしと云はざるを得ず若しも其中の一國が獨力を以ていよ〳〵干涉を試みんとするの場合に至れば我日本は其干涉に反對の地位に在る或る一國と同盟を謀り同盟兩國の間に支那の分割を約束して以て他に抵抗するも自から臨機の手段にして又自然の成行なれば斯る危險を冒して干涉を試みんとするものはある可らず左れば外國の仲裁干涉は容易に來らざるものとして亂暴に推行くときは支那の運命は最早や滅亡と定まりながら兎に角に此大國がいよ〳〵息の根を絶つに至るまでには尙は多少の猶豫時間を要すべし若し斯るみとあらんか是れ實に弊政の由て生ずる素因となるべし今回朝鮮國王が勅令第二號を以て今後事を覩るには正殿に於てすと命じたるは至當のみとにして唯だ永久に斯くあらんみとを切望するのみ其勅令左の如し

朕當御正殿親事、憲兵臣工部哉、條例由政府、議定以入

朕裁可公文式制、使之頒布、從前公文頒布例規、自本日廢止、承宣院公事廳並能之

開國五百三年十一月二十一日

大君主御押御璽奉勅

總理大臣　金宗漢
外務大臣　金允植
度支大臣　魚允中
學務大臣　朴定陽

正殿に於て事を覩る

國王一國の政事を覩るに方りては苟にも輕卒の行爲あるべからず若し斯るみとあらんか是れ實に弊政の由て生ずる素因となるべし今回朝鮮國王が勅令第二號を以て今後事を覩るには正殿に於てすと命じたるは至當のみとにして唯だ永久に斯くあらんみとを切望するのみ其勅令左の如し

朕當御正殿親事、憲兵臣工部哉、條例由政府、議定以入

難し今後着々歩を進むるに連れて幾多の大困難に遭遇するみとあるべし國王を始め當局大臣勇往敢進復た挫折するみとなくんば中興の鴻業或は成果を結ばん歟

公文式の變更承宣院公事廳の廢止

獨立自主の實を表するに方りて公文式を改むる如きは儀式上最も緊要なるみとなり從來國王の勅命を傳敕と云ふ是れ實に獨立國の體面を汚すものなり茲に於てか

今後は敕令と改稱

するみとゝなりたり又承宣院公事廳の如きは政令多門に出づるの日に於てみそ必要あれ萬機親裁に決する今日に於て一日も保存し得べきものにあらず茲に於て改革の第一着に廢止するみとゝなり勅令第一號を以て左の如く公布せられたり

度支協辦
軍務協辦
工務協辦
警務使

安駉壽
樓在衡
金嘉鎭
尹雄烈

右の外に俞吉濬氏議政府

各衛營將帥の廢

從來の如く大君主の大權分轄せらるゝは最も不可の下に統轄せしむる爲めなりたり

屋衛副將、統衛使、壯衛將卒及禁軍武藝別監所者、令軍務衛門照法編制

右の結果として統衛使李晃宮を免ぜられ

軍國機務

議して報じたる如く軍國機務は從來の如く議政府に決し現任議政世を左議長に、鄭鎭朝を

繁文褥禮

朝鮮國には繁文褥禮極めべからずとて勅令第七號

雜報

○京城特報

十二月十八日　特派員　高見生

改革の端緒

井上公使着任以來殆ど五旬、問罪政の由々生ずる原因を究めて之に處するの方案を講じ以て國王を始め當局の人々に百方勸誘して止まざりしが遂に其結果として新內閣を組織し愈よ改革を實行の上に見んと欲するに至れり改革の二字、口に云ふは易くして之を行ふは

度支協辦
軍務協辦
工務協辦
警務使

右の外に俞吉濬氏議政府

各衛營將帥の廢

從來の如く大君主の大權分轄せらるゝは最も不可の下に統轄せしむる爲めなりたり

屋衛副將、統衛使、壯衛將卒及禁軍武藝別監所者、令軍務衛門照法編制

右の結果として統衛使李晃宮を免ぜられ

軍國機務

議して報じたる如く軍國機務は從來の如く議政府に決し現任議政世を左議長に、鄭鎭朝を

繁文褥禮

朝鮮國には繁文褥禮極めべからずとて勅令第七號

○旅順口の

茲に掲ぐるは第二軍の旅海岸砲中四門（四門とも同

リエルド ゲールモデル

ものなり該砲は佛國有名

て製造したるものにして

ートル長八メートル六百

噸、又彈丸の重量百六十

無煙火藥を以て射擊し一

に達すべし其實績は厚さ

ル（我二尺五寸餘）の甲鐵

該砲臺中最も强烈のもの

（總理、外務、度支、學務の四大臣は舊の如し）

內務協辦　李重夏
外務協辦　李完用

內務大臣
軍務大臣
法務大臣
工務大臣
農商大臣

徐光範
申箕善
嚴世永

朴泳孝
趙義淵